

ID: 1939

担当部署: 都市建設課

処分の概要	管理計画の変更の認定		
法令名称 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の7第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
【基準】 法第5条の7の規定による。 (認定を受けた管理計画の変更) 第5条の7 認定管理者等は、第5条の4の認定を受けた管理計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 第5条の4及び第5条の5の規定は、前項の認定について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日